

法改正、労働者被害扶助法擴張の反對を筆頭に、政府の立案せる労働立法、社會立法の積み潰しだけでも、連立指を以て數えても擧げ切れぬ。軍需の減少と輸出の減少の景氣に因る臨時工の激増に伴ひ、近來、顧に臨時工問題の重大化に鑑み、政府がほんの僅か許りの退職金積立法を立案するや、全産聯は「我國の浮風美俗の破壊」とか「中小工業者の過重負擔」とか「勞務者の經營干渉」とか理由にならぬ理由を擧げて、それが労働階級階級の利益となるの故を以て絶対反對の猛運動を起してゐる。

かくの如く資本家の一方的利益のみを主張し國民の犠牲と血税を以て賄はれる公債を財源とするインフレ景氣に乗つて労働階級を酷使し、一朝不況の大嵐に際し労働者の退職に當つて何等將來の生活を保障しようと思はず、労働者を餓虎の如くにして失業の街頭に追出せば今日三十萬を超えるると注せられる臨時工の失業を中心に國家産業は勿論、國家を眞に憂慮すべき國內非常時の最も深刻なる危機に陥れるは明白であるにも拘らず全産聯は恬として眼中に國家なく國民なく、國家産業の前途や労働階級の實際生活には全く無頓着にして只だ一途に資本家階級の利益のみを追求してゐる。

かゝる全産聯の兇惡なる横暴は獨り労働階級の立場からのみではなく、國家産業を破壊し國家を蹂躪する仇敵として斷乎たる膺懲の鐵鞭を振つて糾弾するものである。

### 實行方法

總同盟本部並に組合會議の全國的運動に積極的に參加して「労働者退職金積立法」の社會局案の修正實現を期するは勿論、本決議の趣旨を西部産業團體聯合會對して徹底せしめる具體案を執行委員會へ委託する。

## 第四號議案 福岡縣産業委員會設置に關する件

### 本部執行委員會提出

福岡縣の行政機關内の常設委員會として福岡縣産業委員會の設置を要求す。...

「昨年度の大會に於ける「福岡縣産業委員會設置要求」の決議を更に具體化するために本案を提案したのである。九州聯合會が第五回大會の決議に依つて提唱した勞資懇談會は小栗前福岡縣知事、吉田前協同會常務理事の斡旋と北九州の代表的事業主の協力に依り既に屢々述べたが如く全國的實議の中に大發展を遂げたのであるが、この勞資懇談會を單なる社交的機關に止めず、縣知事を首班とする縣の行政機關内の常設委員會とし、勞資の代表者のみならずこれに學者、専門家を加えて更に權威ある機關となし、この會議に於て縣下の産業問題を協議し、或は縣下の勞資間の紛争を調停解決して最も困難なる勞資關係の融和を圖り、更にこの委員會に依つて縣下の産業と労働に適應する統制を加へ、資本の不當なる搾取を抑制すると共に、産業協力の實を擧げしめ、産業と労働に關する國策となし得る規程を編んで以て國家産業の健全なる維持、發展、平和と労働階級の生活安定を圖らんとするものである。

### 實行方法

本大會の名を以て本決議を縣當局へ具申すると共に、新執行委員會は本案の實現を一日でも早からしめる周到なる具體案を樹立すべし。産業委員會要綱草案の起草は新執行委員會へ委嘱する。

## 第五號議案 徒弟待遇改善に關する件

### 日本工業界大聯合會提出

...

「舊來の年期住込みで、技術の修業をなす徒弟工が今日皆無であると言ふのではないが、徒弟工の弊害は、それが單に徒弟工と言ふ名義であるが故に殆んど無報酬に等しい低賃金を以て酷使され、夫々の住居より通勤する者に對してさえも同様の極低賃金しか支給してゐらぬのである。この害禍は直方地方の鐵工業に於て最も著しい。...